

欧州食品安全機関の設立までの経過と設立時の機構

2014年12月以降、食品への異物混入事例が多く報道され、食品安全への関心が深まっている。食品安全の主管庁である食品安全委員会の設置に大きく影響を及ぼした一つとして、2002年1月に設立された欧州食品安全機関が挙げられる。そこで、欧州食品安全機関の設立までの経過と設立時の機構について述べる。

欧州食品安全機関の設立までの経過

■ 97年10月2日 自然科学雑誌「Nature」

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（Variant Creutzfeldt-Jakob disease 以下 vCJD）の論文を掲載。

94, 95年に英国において、若い世代の人達がvCJDに感染した。vCJDで死亡した患者の脳の一部をマウスに投与したところ、300日を越えた頃から、牛海綿状脳症（Bovine spongiform encephalopathy 以下 BSE）に似た症状を呈するようになった。

*同年10月15日、英国政府はBSEをヒト病原体と決定。

00年4月1日、英国食品基準庁（Food Standards Agency）設立。

■ 00年1月12日 欧州共同体委員会（Commission of the European Communities）

「食品の安全に関する白書」（WHITE PAPER ON FOOD SAFETY）を公布。

BSEのヒトへの影響、遺伝子組換え作物（以下GMO）の開発拡大などの問題が発生したため、「農場から食卓まで」の食品の安全確保対策、食品の危害評価検証の実施、検証結果について消費者へ「透明な情報」（包み隠さない情報）を提供するために欧州食品安全に係る機関が必要である。

■ 00年11月8日 欧州委員会（European Commission）

欧州食品安全機関（European Food Safety Authority 以下EFSA）の関連法案を欧州議会と欧州閣僚理事会に提案。

■ 00年12月12日 ニースでの欧州理事会（欧州首脳会議）

EFSAは2002年のなるべく早い時期に活動が開始されるだろうと表明。

■ 01年9月12日 欧州議会

欧州委員会の提案を採択。

■ 01年12月18日 欧州委員会

「欧州食品安全機関に係る質疑応答」（Questions and Answer on the European Food Safety Authority）を公布。



食品衛生コンサルタント
笈川 和 男
（元神奈川県食品衛生監視員）

欧州食品安全機関の任務は何か？

欧州委員会が協議した結果として、食品に係る基本的原則、必要性からEFSAが提案された。EFSAの基本的な任務は、独立した科学的な助言、援助及び加盟国との緊密な連携である。食物連鎖に関連した危害を検証して、食物危害について一般市民に広報する。

次の6項目の主要な任務がある。

- (1) 危機管理決定の根拠として欧州委員会、欧州議会、そして加盟国から要請がある問題、例えば健康・福祉、植物防疫、GMO、栄養に関してなど、食品の安全問題と他の関連した問題についての独立した科学的な助言を提供する。
- (2) 食物連鎖に係る政策、法律的な問題に関しての食品の技術的な課題について助言する。
- (3) EUの食物連鎖に関連した安全監視をするのに必要などのような潜在的な危害でも、食に関する情報を収集及び分析をする。
- (4) 予想される危害について、検証及び早期に注意をはらう。
- (5) 危機が発生した場合には欧州委員会を補助する。
- (6) 委任を受けた全ての課題について、一般市民に提供する。

■ 02年1月28日 欧州閣僚理事会

EFSAに係わる法案を採択し、EFSA設立。

科学的見解を持った独立機関で、食品安全全般に助言を行う。人間用、動物用に関わらず食品危害の早期評価検証、早期警告システムを日常的に保証する。消費者への「透明な情報提供」は継続する。

欧州食品安全機関の設立時の機構

設立時の機構の概略は図のとおりで、常任理事（長官）の下に管理部門と補完評議会及び8つの科学部会（①食品添加物部会 ②動物飼料部会 ③作物肥料・残留農薬部会 ④遺伝子組換え作物部会 ⑤食品栄養・アレルギー部会 ⑥生物学的有害物質（BSEなど）部会 ⑦汚染物質部会 ⑧家畜衛生・福祉部会）が置かれ、これらの科学部会の整合性を確保するために科学委員会が設置される。補完評議会は潜在的な危害の情報交換をするために国立の研究所間の効率的な連携を保証する。加盟各国への法規制等の制定の要請は管理部門から提案され、閣僚理事会において採択され条約等として公布する。

加盟各国への法規制等の制定の要請は管理部門から提案され、閣僚理事会において採択され条約等として公布されるが、実際の規制は各加盟国に任される。緊急事態が発生した場合は、危機管理に係わる措置を欧州議会及び閣僚理事会に申請し、最大で活動日10日以内に措置を採択し、公表することになっている。

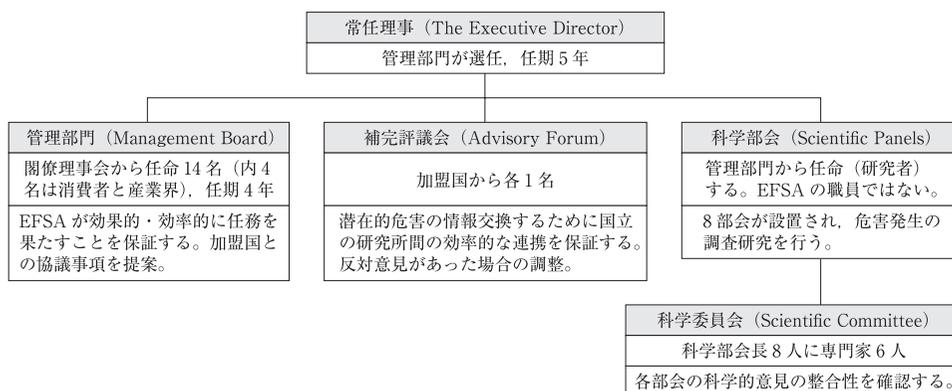


図 欧州食品安全機関の設立時の機構の概略

2003年7月に我が国の食品安全委員会が設置された大きな理由として、次の二つがあり、消費者団体などから食品の安全性を強化するようとの要望が出された。

- ① 01年9月に国内初のBSE感染牛を確認、輸入野菜の残留農薬検出など消費者の食品の安全性に対する信頼を揺るがす事件が続発。
- ② 00年4月に英国食品基準庁、02年1月に欧州食品安全機関の設立。共にBSE感染牛対策が深く関与している。